

こんなものもあるよ！

障害福祉としての 自立支援医療制度「育成医療」



キク本さんとヨリ田さんは、子どもたちを公園で遊ばせているとき、ベビーカーを押すアスクさんを見かけました。声をかけてみると、アスクさんは「お散歩デビューなんです」と言ったあと、小さなため息をつきました。

もくじ

1. 自立支援医療(育成医療)ってどんなもの？
2. ほかの医療費助成との使い分けは？

こちらのページでご紹介する
自立支援医療(育成医療)には、
所得制限があります。

続きはこちら
→

CHECK!

自立支援医療には、育成医療のほかに、更生医療と精神通院医療というものもあります。

➡ 育成医療

18歳未満のお子さんで、からだの構造や機能の障害が手術などの医療介入によって改善すると見込まれる方が対象。

➡ 更生医療

18歳以上かつ身体障害者手帳を持っており、その障害が手術などの医療介入によって改善すると見込まれる方が対象。

➡ 精神通院医療

精神疾患があり、通院による継続的な治療が必要な方が対象。てんかんや神経発達症(発達障害)も含まれる。年齢制限なし。

自立支援医療制度は、障害のある方の自立と社会参加を促すことを目的としているんだ。この制度は障害福祉による支援なので、障害区分ごとに判断されるよ。

病名とかだけでは判断できないんだね。ヨリ田さん、キク本さん、いろいろ教えてくれて本当にありがとう。頑張れそうな気がしてきたよ。

どういたしまして。小児慢性特定疾病の助成が受けられなくても、利用できそうな制度がほかにもあるって知らなかったから、私も勉強になった！

アスクさん、私たちいつもこの公園にいるから、これからもいろいろ話そうね！

QRコードからアクセスしてみね。



<https://kodomo.kouhi.jp>

小児慢性特定疾病や指定難病の医療費助成とは違って、育成医療などの自立支援医療では、原則として、一定所得以上の世帯は制度の対象外になるよ。ただし、上の表にあるような特別措置もあるので、チェックしてみね！

手続きはどうやったらいいのかな。

住んでいる市町村の担当窓口で、必要な書類を自分で提出することになるよ。指定難病や小児慢性特定疾病とは窓口が違うことが多いかな。まずは窓口に行ってみて、あとは相談しながら進めればいから大丈夫だよ！

2 ほかの医療費助成との使い分けは？

あっ、そうだ、ほかの医療費助成は、乳幼児・子ども医療費助成と併用できるって聞いていたけど、育成医療はどうなの？

併用？

ナイス、キク本さん！いいところに気づいたね。実は育成医療も同じで、乳幼児・子ども医療費の助成といっしょに使えるよ。

ということは、育成医療を利用すると自己負担は1割になるってことだけど、その1割に対して、さらに乳幼児・子ども医療費を使えるってこと？

そのとおり！乳幼児・子ども医療費助成の具体的な中身は自治体によって違うから、どれくらい負担が減るかはいろいろだけだね。

乳幼児・子ども医療費助成は自治体の制度で、育成医療は国の制度です。国の制度同士は併用できないため、育成医療は、同じく国の制度である小児慢性特定疾病や指定難病の医療費助成制度とは併用できません



どうしたの、何か心配ごと？

うーん、実はね、この子は生まれたときから、くちびるとか口の中とかが切れて分かれていて…
口唇口蓋裂(こうしんこうがいれつ)*というものらしいんだけど、これから何度も手術をしなくちゃいけないよ。

※生まれつき口唇(くちびる)、口蓋(口の中の天井部分)、上顎(うわあご)に裂け目がある病態です。裂け目のある箇所によりさまざまな病型があります。日本では500人に1人程度の頻度で生まれるとされています。

そうだったんだね。
いつぐらいに、どんなことをするの？

まず、赤ちゃんのうちに、くちびるの閉鎖術というのをして、歩けるようになった頃に口蓋の閉鎖術をすることが多いそう。小学生の間に、あごに骨を移植する手術があるみたい。

あごの骨の成長が完了しないとできない手術もあるらしくて、最後の手術は大人になる前だって。

そっかー、これから何回もあるんだね。

入院しての手術になるから、病院代も考えてねって言われたよ。この子のためならお金は関係ないんだけど、でもやっぱり、どのくらいかかるのかなとか…

お金のことが心配なのは当たり前だよ。そうだ、小児慢性特定疾病の医療費助成制度が使えないかな。ね、ヨリ田さん？

残念だけど、口唇口蓋裂は小児慢性特定疾病の対象じゃないんだ。

そっか…

でももしかしたら、障害福祉による支援のひとつの育成医療という制度を利用できるかもしれない。

いくせいりょう？

1 自立支援医療(育成医療)ってどんなもの？

これはね、からだの構造的な障害や機能的な障害が、手術などを行うことで良くなると期待できる場合に使える制度だよ。

自立支援医療(育成医療)
18歳未満のお子さんで、からだの構造や機能の障害が手術などの医療介入によって改善すると見込まれる人に対し、医療費の助成を行うもの。

ふむ。ええと、具体的にどんな場合に使えるの？

手術が必要なものが多いよ。
どんなものが含まれるか、ちょっと見てみよう。

区分	対象となる疾患
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病(骨軟化症)など
視覚障害	白内障、先天性緑内障など
聴覚・平衡機能障害	先天性耳奇形など
音声・言語・そしゃく機能障害	口唇口蓋裂、歯科矯正が必要な鼻咽喉閉鎖機能不全など
心臓機能障害	先天性心疾患、ペースメーカー埋め込みが必要な後天性心疾患など
腎機能障害	人工透析や腎臓移植が必要な腎機能障害など
小腸機能障害	中心静脈栄養が必要な小腸機能障害など
肝臓機能障害	肝臓移植が必要な肝臓機能障害など
免疫機能障害	HIVによる免疫機能障害など
その他の先天性内臓障害	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣など

※区分や表記の仕方は自治体によって変わる場合があります。

うちの子は、「音声・言語・そしゃく機能障害」に含まれそうだから、対象になるかも？

そうだね。主治医の先生か病院のソーシャルワーカーの人と、まず相談してみるのがいいよ。基本的には治療を始める前に申請が必要だよ。

あと、助成の中身が気になるよね。

うんうん。

病院窓口での医療費の支払いは、通常は3割(小学校に上がる前の子どもは2割)負担だけど、育成医療を使うと、1割負担に減らしてくれるんだ。あと、ひと月あたりの自己負担額には上限があるから* それを超えた分の支払いはなくなるよ。

*自己負担額については、このあとの表のとおり、世帯の所得に応じた月額上限額が設定されています。

それはいいね。

ただし、食事療養や生活療養にかかる費用は自分もちとなるよ。

(参考) 育成医療の自己負担上限額

所得区分(医療保険の世帯単位)	1か月の自己負担上限額
生活保護	0円
低所得Ⅰ 市町村民税非課税(年収80.9万円以下)	2,500円
低所得Ⅱ 市町村民税非課税(年収80.9万円超)	5,000円
中間所得Ⅰ 市町村民税3.3万円未満(年収約290~400万円)	5,000円 (経過的特例措置)
中間所得Ⅱ 市町村民税23.5万円未満(年収約400~833万円)	10,000円 (経過的特例措置)
一定所得以上 市町村民税23.5万円以上(年収約833万円以上)	制度の対象外 *高額治療継続者 (「重度かつ継続」の方は、20,000円(経過的特例措置))

*所得区分は市町村民税(所得割)の課税額をもとにしています。年収は、夫婦+障害のある子の3人世帯を想定して粗く算出したものです。
*経過的特例措置は、すでに制度を利用している場合は今後も継続して適用される見通しですが、最新の状況については、ぜひお住まいの市町村にてご確認ください。